

資料2

世界と伍する研究大学の実現に向けた
制度改正等のための検討会議(第3回)

R3.11.10

特定研究大学（仮称）に係る 規制緩和等について

令和3年11月10日
文部科学省

基金への積み立てを可能とする 仕組みの創設

2. 国立大学における規制緩和事項

（1）基金への積み立てを可能とする仕組みの創設

※公立大学については、国立大学での議論等を踏まえて検討する

現行制度

- 寄附金や、特許料収入等などの自己収入から生じた利益について、中期目標期間を超えて繰越すためには、目的積立金として文部科学大臣の承認が必要。（国大法32条）
- 国立大学法人の業務上の余裕金の運用は、原則元本保証のある金融商品に限定。
- 文部科学大臣の認定を受けた場合には、一部の元本保証のない商品による運用も可能。（指定国立大学法人は認定不要。）この場合、運用の原資は、寄附金、不動産の貸付等による収益、研究成果の普及・活用の対価、出資に対する配当金等に限定。（国大法34条の3、施行規則9条の4）



特定研究大学（仮称）

- 今後継続的な事業成長が見込まれる特定研究大学（仮称）については、中期目標期間を超える繰越承認の手続きを簡素化した基金（仮称）を設けるなど、中期目標期間を超えて長期にわたって運用することが可能な制度を検討する。【法律事項】
- また、その制度の導入に当たり、必要な会計制度の整備を検討する。【省令事項】

（参考）世界と伍する研究大学の在り方について（中間とりまとめ）（抜粋）

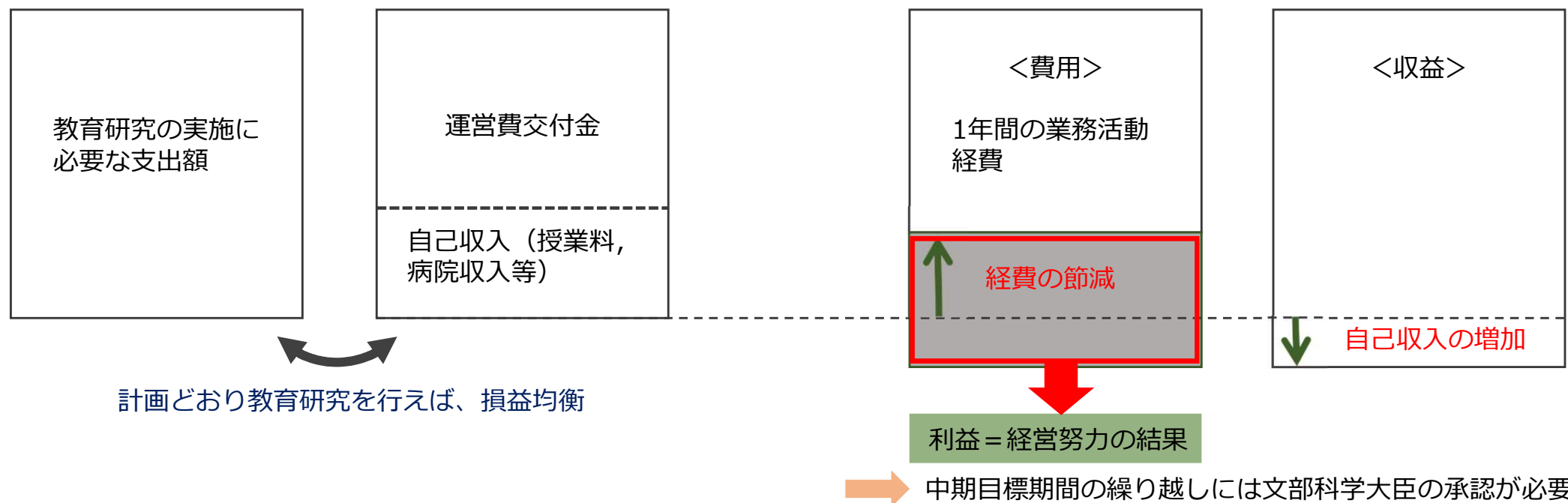
- また、国公立大学法人については高度な自律性や自主裁量を発揮する上での法制上の制約も存在し、例えば、以下の方向性で検討することが必要である。また、法令によらない通知等で実質的な規制が課されているとの指摘もあり、その見直しも同時に必要である。
 - ・基金への積立を可能とする仕組みの創設（既存の積立金制度との関係整理含む）
 - ・基金制度導入を踏まえた会計制度の在り方（略）

国立大学法人等の利益について

目的積立金の承認

行うべき事業を予定通り行った上で、剰余金が生じた時は、国立大学法人の業務運営の効率化の結果とし、国立大学法人が行うべき事業を行ったことを立証することにより、文部科学大臣が原則として承認（経営努力認定）を行う取扱としている。

承認（経営努力認定）を受けたものは、目的積立金として計上し、中期計画で定めた用途の範囲内において使用することができる。



会計基準上、期中の時点で、将来の支出に備えて戦略的に自らが稼いだ資金を積み立てることを前提とした仕組みとなっていない。

中期目標期間終了時の積立金の繰越承認等について

中期目標期間終了時において、積立金のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額は次期中期目標期間における業務の財源に充てることができる。（国立大学法人法第32条第1項）

中期目標期間を超えて使用する合理的な理由の例として、文部科学省から各大学に以下を例示。

■ [目的積立金（最終事業年度における目的積立金相当額を含む）]

1. キャンパス移転、病院再開発など、中期目標期間を超える周期で実施される大型プロジェクト事業等に関連する支出に対するものであって、当該財源を当中期目標期間から確保することに合理性が認められるもの

(例) ・ キャンパス移転事業に係る用地購入費、施設設備整備費、移転費

・ 病院再開発に係る移転費や、新営棟完成後に当該施設において使用する診療機器・備品等の購入費

・ 病院の機能強化（長期整備計画に基づく施設設備整備等）

・ 卓越した研究の強化・充実のためのプロジェクト経費

← 第3期中期目標期間終了時から例示を追加

・ 学生支援及び外国人研究者・教職員のための宿舍整備費

・ 長期修繕計画に基づく施設長寿命化（延命化）のためのライフライン等整備費 など

※ これらについては、法人の意思決定機関で承認された事業計画等により使用予定金額、事業時期等が明確になること、及び当該事項を積立金の使途として次期中期計画へ記載することが必要である。

2. 目的積立金としての承認時期に照らし、期中において事業完了のための期間確保が困難なもの

(例) ・ 平成28年度から毎年度繰越ししていた資金が令和3年度分を含め所要額に達し、事業計画に基づき事業を開始したが、企画・設計、政府調達、工事等の手続に時間がかかるため、期中に事業が終了しなかった場合

・ 寒冷地での施設整備のため、冬季に工事着工すると大幅コストアップとなるため、春季より工事開始としたので、期中に事業が終了しなかった場合

・ 最終事業年度における目的積立金相当額 など

3. 法人の責に帰せない理由により、期中に使用ができなかったもの

(例) ・ 期中完了予定の工事が、予期せぬ事故の発生により、期中に工事が完了しなかった場合

・ 期中契約済みで期中納品予定の海外調達物品が、海外調達先の手続ミス等により納期に間に合わなかった場合 など

※ 目的積立金のほか、精算のため収益化した運営費交付金債務、承継剰余金相当額についても合理的な理由の例示を行っている。

長期借入金・債券発行の要件緩和

2. 国立大学における規制緩和事項 (2) 長期借入や債券の発行要件の緩和

※公立大学については、国立大学での議論等を踏まえて検討する

現行制度

- 長期借入金及び債券発行の対象は、附属病院、施設移転、宿舎、産学連携施設等に要する土地の取得や施設の設置等に限定し、償還財源はその土地・施設等による収入を充てることが基本。（国大法第33条）
- 令和2年の政令改正により、対象事業に先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等を追加するとともに、償還財源に対して業務上の余裕金を追加。
- 償還期間については対象ごとに上限を規定（施行規則21条）（土地：15年、施設：30年、設備：10年、先端教育研究用地等（令和2年追加）：40年）
- 債券の借換え（リファイナンス）については、上記の上限期間を超えない範囲内であれば可能。（施行令第9条）

特定研究大学（仮称）

- 現在の制度において対象となっている土地・施設等以外で、投資効果が将来に渡って裨益するようなもので、多額のインシヤルコストが必要となる対象への長期借入や債券の発行について、大学の具体的なニーズに応じて制度改革を検討する。【法律・政令・省令事項】

（留意事項）

- 償還期間について、現行制度の上限である40年を超えて投資の効果が裨益するようなものとしてはどのようなものが考えられるか。また、その期間は対象ごとにどの程度か。

（参考）世界と伍する研究大学の在り方について（中間とりまとめ）（抜粋）

- また、国公立大学法人については高度な自律性や自主裁量を発揮する上での法制上の制約も存在し、例えば、以下の方向性で検討することが必要である。また、法令によらない通知等で実質的な規制が課されているとの指摘もあり、その見直しも同時に必要である。

（略）

- 長期借り入れや大学債券の発行における要件の緩和（対象事業の拡大、償還期間の更なる長期化、リファイナンス、償還財源の多様化等）

（略）

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令 概要

令和2年6月24日公布・施行

改正の概要

- 現在は、償還確実性の観点から、長期借入金の借入れ・債券発行の対象を附属病院、施設移転、宿舎、産学連携施設等に要する土地の取得等に限定し、その償還財源は当該土地等による収入を充てることを基本としている
- 今回の改正により、国立大学法人等が行うことができる長期借入金の借入れ・債券発行の対象事業及び償還財源として、以下を追加

対象事業：国立大学等における**先端的な教育研究**の用に供するために行う土地の取得等

償還財源：当該土地、施設又は整備を用いて行われる業務に係る収入、国立大学法人等の**業務上の余裕金**

※ 業務上の余裕金…寄附金、動産又は不動産の使用又は収益など

※ 大臣の認可に際しては、収支状況、規模・投資余力、安定性等を総合的に評価し、法人組織全体としての財務の健全性を支える組織体制等も基準とする。また、専門的知見を有する外部有識者による委員会を設置し、意見聴取を行う。

- これにより、**先端的な教育研究活動の展開を実現し、我が国の国立大学等における教育研究機能の一層の向上**を図る

省令改正

- 今回の政令改正に関連して、以下のとおり、国立大学法人等の行う長期借入金・債券の償還期間を定める国立大学法人法施行規則(省令)を改正

(現行制度)

長期借入金の借入れ・債券発行の対象ごとに償還期間を定めている（土地が最長15年間、施設が最長30年間、設備が最長10年間。同施行規則第21条）

(改正内容)

今回の政令改正により新設する対象事業にかかる長期借入金又は債券の償還期間については、土地、施設、設備の区分にかかわらず最長40年間に設定

第1回国立大学法人東京大学債券・発行概要

項目	概要
債券の名称	第1回国立大学法人東京大学債券 (ソーシャルボンド、愛称：東京大学FSI債)
年限	40年
発行額	200億円
各債券の金額	1,000万円
利率/発行価格	0.823% / 100円
条件決定日	令和2年10月8日(木)
払込日/発行日	令和2年10月16日(金)
償還日	令和42年3月19日(金)
利払日	毎年4月及び10月の各20日 (初回利払日：令和3年4月20日(火))
担保	一般担保
引受及び募集の取扱会社	大和証券株式会社(事務)、SMBC日興証券、みずほ証券
受託会社	株式会社三井住友銀行
振替機関	株式会社証券保管振替機構
取得格付	AA+ (R&I) / AAA (JCR)
ソーシャルボンド・フレームワーク評価	Social 1(F)

第1回国立大学法人東京大学債券・投資表明者一覧

医療法人 蒼会
朝日紙業株式会社
朝日生命保険相互会社
アセットマネジメントOne株式会社
学校法人 市川学園
蒲郡市
株式会社かんぽ生命保険
JSR株式会社
一般財団法人住宅改良開発公社
学校法人 上智学院
住友生命保険相互会社
住友林業株式会社
生活協同組合全国都市職員災害共済会
セゾン自動車火災保険株式会社
全国漁業信用基金協会
ソニー生命保険株式会社
第一生命保険株式会社
大栄鋼業株式会社
ダイキン工業株式会社
大同生命保険株式会社
太陽生命保険株式会社
株式会社大和証券グループ本社
学校法人 田中千代学園

東京海上日動あんしん生命保険株式会社
東京西南私鉄連合健康保険組合
東洋アルミニウム株式会社
宗教法人徳雲院
新潟大栄信用組合
西美濃農業協同組合
学校法人 日本女子大学
日本生命保険相互会社
日本電気株式会社
日本ペイントホールディングス株式会社
飛騨市
プルデンシャル生命保険株式会社
公益財団法人放送文化基金
北海道市町村職員退職手当組合
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
株式会社三井住友銀行
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
宮崎県新富町
明治安田アセットマネジメント株式会社
山口重工業株式会社
公益財団法人山田科学振興財団
吉本興業ホールディングス株式会社
(五十音順)

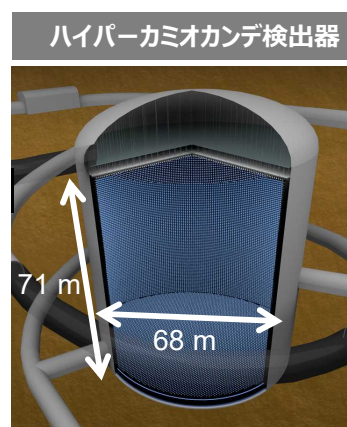
第1回国立大学法人東京大学債券・想定事業①

ポストコロナ時代の新しいグローバル戦略

- サイバーとフィジカルが融合するポストコロナ時代にて、フィジカル（リアル）空間における国際求心力の維持・強化を図るための最先端大型研究施設の整備を行う
- 多くの候補があるが、候補施設の例としては下記

ハイパーカミオカンデ計画（2027年観測開始予定）

- 「ニュートリノ」は宇宙で最も数の多い物質素粒子でありながら、未だその性質には謎が多く、素粒子と宇宙を理解する鍵と考えられている。日本はニュートリノ研究の分野において、カミオカンデやスーパーカミオカンデ、加速器を用いて成果を上げ、高い国際的地位を保ってきた
- 既存のスーパーカミオカンデの約8倍の有効体積19万トン（総重量26万トン）の大型先端検出器（ハイパーカミオカンデ）を建設し、既存のJ-PARC大強度陽子加速器の増強と組み合わせてニュートリノ研究や関連研究を行い、素粒子と宇宙に対する知見を大きく広げる
- 米国の次期ニュートリノ計画（DUNE）は2017年着工済みであるため、本計画を着実に遅滞なく推進する必要がある
 - 計画の遅れは、本研究分野での日本の優位性と先進性の消失に直結



東京大学アタカマ天文台（TAO）計画（2021年観測開始予定）

- 世界最高標高に設置する最新鋭の口径6.5mの光赤外線望遠鏡TAOを用いて大規模な観測を含めた全国共同利用研究を実施
 - 新たに開く赤外線域の大気の窓を通した観測を中心に、天文学・惑星科学・宇宙物理学等の研究を推進、人類の知フロンティアを押し広げる
 - 最先端技術開発等も継続的に実施。人材育成に貢献、次世代リーダーを育成
- 世界第一級の大口径6.5mを有する光赤外線望遠鏡を赤外透過率の極めて高い高地へ建設することで、可視から近赤外にかけての切れ目ないスペクトルの取得と波長30ミクロン以上の赤外線領域において地上から初めての本格観測を可能にする
 - これらの特長によって銀河形成・暗黒エネルギー・惑星形成など天体物理学における未解決の重要問題に解答を出す

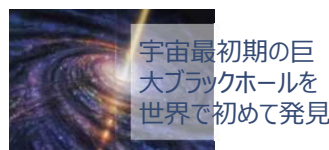
光赤外線望遠鏡TAO

- 先端技術を用いた口径6.5m望遠鏡
- 広視野近赤外線カメラ「すばる」を凌ぐサーベイ能力
- 高解像度中間赤外線カメラで世界唯一の30μm観測
- 地上最高標高となる5,640mに設置



研究課題の探求

- ✓ 巨大ブラックホール 誕生の謎の解明
- ✓ 惑星誕生の謎の解明



大学教育への貢献

- ✓ 大学院生の博士論文課題
- ✓ 次世代を担う若手の育成

第1回国立大学法人東京大学債券・想定事業②

安全、スマート、インクルシブなキャンパスの実現加速

- ネットワーク環境等の整備やリアルな交流の場の価値を高める環境整備など、ウイズコロナ、ポストコロナ社会における知の価値化・共有化に適したキャンパス整備を促進

キャンパスのサイバー化/スマート化

- サイバー化による研究多様性の確保と質の向上
 - デジタルトランスフォーメーションの力を最大限に活用する
 - コンピュータやサービスの拡充化を図り、SINETやデータプラットフォーム等の計算資源と連携
- 新たな教育、サイバーキャンパスでの学びの実現
 - 在学中、教学システム、コミュニケーションツール、高度な研究ソフトウェアを活用できる環境を構築し運用する。場所手段を選ばないフルバーチャルなサイバー教育環境を実現する
- 大学の活動の場のサイバー化
 - 基幹情報システムの統合化、汎用化をすすめてすべての大学業務のオンライン化をフラットに実現し、バーチャルな空間において「いつでも、どこでも」大学活動ができる場を実現する

ウイズコロナ、ポストコロナ社会に適した施設の整備

- フィジカル工学インフラの整備
 - デジタル革新を引き起こす工学分野における研究・教育・組織体制を新たに構築することで工学と異分野の知識融合を進め、孤立や社会の分断を生まないインクルーシブ社会の実現を先導するためのインフラ整備
 - デジタル教育研究棟：最先端ハードウェアを核とした頭脳交流の場 等
 - 「バイオ・デジタル」研究拠点：サイバー模擬手術室、バイオプロセス高度制御 等
 - 最先端ドリーム講義室：スマートラーニング設備
 - ゼロエネルギービル化、利便性が高くセキュアなネットワーク環境

ウイズコロナ、ポストコロナ社会に適した施設への改修

- 老朽施設の大規模改修、老朽インフラ設備更新 等
 - コロナ対策に伴う換気（機械、自然）・空調設備更新を含む

土地の取得

- 本郷キャンパス、駒場 I キャンパスの隣接地を取得し、産学連携施設や学生宿舎を整備予定
- 柏キャンパスの東側未取得地についても購入

駒場 I キャンパス隣接地



柏キャンパス東側未取得地



大学所有資産の活用における認可の緩和

2. 国立大学における規制緩和事項 (3) 大学所有資産の活用における認可の緩和

※公立大学については、国立大学での議論等を踏まえて検討する

現行制度

- 当面使用する予定の無い土地・建物について、通常業務に支障のない範囲であれば、その対価を教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てることを目的として貸し付けを行うことが可能。貸し付けに当たっては、文部科学大臣の認可が必要。（国大法第34条の2）



特定研究大学（仮称）

- 特定研究大学（仮称）については、例えば文部科学大臣の認可を不要とし、予め基準を示した上で、届出制とすることを検討する。【法律事項】

（参考）世界と伍する研究大学の在り方について（中間とりまとめ）（抜粋）

- また、国公立大学法人については高度な自律性や自主裁量を発揮する上での法制上の制約も存在し、例えば、以下の方向性で検討することが必要である。また、法令によらない通知等で実質的な規制が課されているとの指摘もあり、その見直しも同時に必要である。
（略）
 - ・ 大学所有資産の活用における認可の緩和
（略）

土地の貸付に係る文部科学大臣の認可基準の内容

- 国立大学法人等は、①**貸付期間や将来的な活用予定等を記載した申請書**と、②**契約書案など必要な書類**を文部科学大臣に提出し、**財務省との協議**のうえ、当該貸付けについての**文部科学大臣の認可を受けなければならない**。
(貸付けの用途、期間、貸付料などは当該大学と貸付相手方との契約で設定する)

- 国立大学法人等は、貸付相手方と契約を締結するときに、以下のような留意事項について契約書において定める必要がある。

・貸し付ける場合の判断基準

(業務の遂行に支障ない範囲であること、国立大学法人等の使用部分との安全管理に配慮することなど)

・貸付契約の方式及び貸付期間

(主に、土地：定期借地契約、建物：定期建物賃貸借契約)

・貸付申請の手続き

(貸付相手方から利用用途等を記載した申請書と利用計画書など必要書類を国立大学法人等に提出)

・転貸、賃貸借の譲渡、利用用途変更

(貸付相手方は事前に国立大学法人等に対し申請を行い、国立大学法人等の承認を要件とする)

・貸付契約の違反に対する措置

(履行義務違反の場合には、違約金徴収や契約解除、貸付財産明け渡しを求めることができる)

・貸付料

(民間の土地等賃貸取引実例等を参考として、適正額・方法等を貸付相手方との契約において定める)

(参考)「国立大学法人法第三十四条の二における土地等の貸付けにかかる文部科学大臣の認可基準について」(平成29年2月21日付通知)

国立大学法人の資産の有効活用を図るための措置（土地等の貸付け） 活用例①

<東京医科歯科大学①（平成31年3月28日認可）>

（活用前）

宿泊施設として使用していたが建物設備等の老朽化が著しいため、廃止し、暫定的に研究資料の保管場所として使用していたが、保管場所を移設することとしたため、使用していない。



（活用例）

第三者に土地を貸付け、民間収益施設を建設・運営（貸付期間60年）

※ 借地借家法第22条に規定する一般定期借地権設定契約



<東京医科歯科大学②（平成31年3月28日認可）>

（活用前）

教職員宿舎として使用していたが、各設備等の老朽化が著しいため、廃止し、使用していない。



（活用例）

第三者に土地を貸付け、民間収益施設を建設・運営（貸付期間50年）

※ 借地借家法第22条に規定する一般定期借地権設定契約



